

# 徳島子どもと教育

**徳島県教職員の会**  
〒771-0017徳島市川内町鶴島115  
黄金ビル 徳島労連事務所内  
TEL 088-665-6644  
FAX 088-665-2117  
携帯 090-2891-5189  
eメール dp12287892@pf.lolipop.jp  
2019年11月7日 No.241

## 教職員の要求実現を県教委に求める

教職員の会は、10月17日、徳島県教育委員会に対して、要求書に基づく要請をおこないました。要請では、要求書についての一括回答の後、養護教諭の複数配置、小学校英語の専任教員配置、ステップアップテストの廃止、図書館司書の配置、臨時教員の待遇改善、教員採用試験面接での不適切な質問問題などについて要請しました。

この要請には世話人以外の会員も参加し、教育現場の切実な願いを熱く訴えるものになりました。その一部をお知らせします。



### 養護教諭の全校配置・複数配置を！

#### 牟岐少年自然の家に専任看護師の配置を！

県教委から、「複数配置基準（小学校 851 人、中学校 801 人以上）の緩和を機会あるごとに教育長会等を通じて国に要望している」等の回答がありました。

会員は、「修学旅行や自然教室に養護教諭が行くと学校に養護教諭がいなくなる。子どもが不調を訴えた時、担任と一緒に手当てに行くと授業が中断することになる。食物アレルギーの子に緊急に注射を打つなどの対応を要することもある。子どもの安全のためにも学力向上のためにも全校配置・複数配置が必要だ。県立牟岐少年自然の家に、看護師を配置することは、現実的に可能な案だ。ぜひ、具体的に検討してほしい。」と要請しました。

### 小学校・英語の専任教員の大幅増員を！

県教委から、「今年度、小学校に英語の専任教員として 14 名を配置した」「来年度は 2 名増やして 16 名にする。H34 年度まで 16 名の計画である」との回答がありました。会員からは、「まだまだ少ない。2 名しか増えないのでは現場の要求に応えられない。最初が肝心、このままでは英語嫌いをつくってしまう。専門の教員を配置して、充実した教育ができるようにしてほしい」と要請しました。

### ステップアップテストの廃止を！

「複数回の PDCA サイクルを構築する中で、児童生徒の学力・学習状況・課題等を把握・分析し、学習指導の改善・充実が促進出来ている」との回答に対し、会員は、何をもって

そう判断しているのか、その根拠を問いましたが、県教委から明確な答えを得ることはできませんでした。学校では、ステップアップテストの準備や採点に多くの時間が割かれています。また、「学力向上」の名の下に、テストを意識した様々なプリントや学習活動が用意されるようになりました。会員は、「学校現場から『主体的・対話的で深い学び』を追求するゆとりも自由も奪うステップアップテストは廃止してほしい。」と要請しました。

### 国の図書館整備5か年計画の周知徹底を！

県教委からは、「管区別教育長会で周知し、市町村教育委員会を訪問して説明をしている」「今後も機会あるごとに図書館整備の周知徹底に取り組む」との回答がありました。

会員からは、「学校司書を配置拡充するための費用が地方交付税として市町村に入っている。学校図書館整備計画に基づいてやっている市では素晴らしい読書環境になっている。学校司書の配置は、学力の向上にもつながっており、ステップアップテストより、こちらが有効だ。市町村に対し、地方交付税を他に使うのではなく、学校司書配置などを予算化するよう強く伝えてほしい」と要請しました。

### ハラスメントの第三者相談窓口の改善を！

パワハラ研修が学校現場でも始まったことは、私たちの要求が実ったものといえます。ただ、県教委はハラスメントの実態をつかんでいるとは言えません。私たちの質問書に対する回答では、昨年度徳島県下の学校での「パワハラ・セクハラは0件」という回答でした。しかし、臨時教員緊急アンケートには、様々なパワハラ・セクハラが告発がありました。

会員は、「民間の労働者からの労働相談の一番がパワハラ相談であり、国家公務員の人事院への相談内容でも一番はパワハラだ。教育の現場だけが問題ないとは思えない。パワハラ相談窓口が、校長や教育委員会では、相談できないのではないかと。特に臨時教員は、身分不安定で次年度の仕事を考えると相談をためらってしまう。ぜひ第三者の相談窓口を開設するなどの方法を検討してほしい」と要請しました。

### 変形労働時間制でなく、大幅な教員増を！

県教委に、「長時間過密労働解消を、過労死の危険を増大させる変形労働時間制の導入ではなく、大幅な教職員増によって実現するよう国に要望すること」を求めました。県教委からは、「教職員定数の改善については、あらゆる機会を通じて国に要望していく」との回答がありました。

### 県立夜間中学校開校に向けて、学習者の立場に立った学校に

2021 年度開講予定の県立夜間中学校について、各要求項目に、前向きな回答がありました。経済的な理由で就学できなかったり、通学を続けることができなかったりすることがないよう経済的な支援をしていくこと求めました。

\*裏面に続きます。

●お知らせ 「<sup>よね</sup>米ちゃんの楽しい授業②」を楽しみに  
して下さっている方、申し訳ありません。  
紙面の都合で、次号に掲載します。



WebへGo!

# 会計年度任用職員(非常勤講師)の問題点が明らかに！

いよいよ来年4月から改定地方公務員法が施行されます。これに伴って、これまでの非常勤講師は、新設された会計年度任用職員(一般職の非常勤職員)のパートタイムとなります。徳島県でも9月県議会で関係条例が制定されました。これを踏まえて、県教育委員会に来年度からの非常勤講師の待遇改善について要請しました。

## 報酬は引き下げに、交通費は別途支給に

条例の規定では、来年度からは、常勤の臨時教員の1時間当たりの給与を基準に報酬を決定することになっています。会員が、「報酬は大幅に引き下げられることになるのではないかと質問すると、「そのようになる」との回答がありました。「額はいくらになるのか」という質問には「検討中」という回答でした。また、これまで報酬に含まれているとしていた交通費(費用弁償)は、「別に支給する」ということでした。

## 授業準備なども勤務時間に含めるべきと要求

法改定の目玉ともいうべき**期末手当(ボーナス)の支給**は、条例では6ヶ月以上の勤務で、年2回、6月1日と12月1日に在籍している者に、報酬1ヶ月分の期末手当が支給されることになっています。しかし、条例にはない県が設定したもう一つ条件が「週15時間30分以上の勤務時間」です。会の質問書に対する回答では、県立学校の非常勤講師の**上限は「原則週16時間」となっていました**。この16時間は授業のコマ数なので、勤務時間は、16×50/60⇒13時間20分となり、**期末手当がもらえる県立学校の非常勤講師はいません**。「非常勤にもボーナスが出る」と鳴り物入りで導入された制度ですが、今のままでは、対象となる非常勤講師はいないのです。会員からは「これでは詐欺になる」との声が出ました。

会員は、『文科省のマニュアル解説』でも、『教育活動の準備などあらかじめ想定できるものについては勤務時間に含めたうえで勤務条件を定める必要がある』としている。授業準備・テスト作成・テスト採点なども勤務時間に含め、全員に期末手当を支給するべきだと求めました。県教委からは、「それも含めて検討する」との回答がありました。

## 劣悪な労働条件のこれ以上の悪化は許されない

会員からは、非常勤講師の劣悪な労働条件の改善を求める次のような意見がありました。『2017年度の臨時教員アンケート』で、非常勤講師経験者14人中13人は『報酬では生活できない』とし、7人は非常勤講師をしながら宅配・コンビニ等でバイトをしたと答えている。県教委は払っているという交通費だが、ほとんどの非常勤講師は『そんな話は聞いていない』と答えており、『何校も掛け持ちしているので、せめて交通費を払ってほしい』との声は切実だ。教員の中で一番劣悪な条件で働いている人の賃金を、来年度からさらに引き下げようとしている。臨時教員が足りなくて困っていると言うが、このような劣悪な条件の仕事は誰が引き受けるのか。今回の法改定に当たっての国会の付帯決議には、『今回の法改定で労働条件が悪化することがあってはならない』とある。これに違反しないようにすべきだ。

# 臨時教員の給与格付け上限の大幅引き上げ、年休繰り越しなどに、

## 県教委「他県の動向を注視しながら研究していく」

常勤の臨時教員の給与格付けの上限(1級45号 小中学校 237600円、高校 238300円)については、これまで全国最低レベルであることを指摘し、上限の撤廃や大幅引き上げを求めてきました。県教委は、以前は「困難である」と拒絶していましたが、「他県の動向を注視して研究する」と回答が変化してきました。徳島県が全国的に見て最低のレベルであることは明らかで、臨時教員不足になるのも当然です。長く働き続けてきた臨時教員に報いるためにも引き上げることを求めました。

年休の繰り越しについて県教委からは、「国や他県の動向を注視」との回答がありました。繰り越しは、近年多くの県で実現しており、四国では香川、愛媛が実施しています。これは予算措置の必要がないので、県教委がやる気になればすぐにできることです。

任用期間の空白をなくして「4月1日から3月31日まで」とすることについても、「国や他県の動向を注視していく」との回答がありました。臨時教員を「教諭」にして、2級の給料表を適用することも、「困難であるが、他県の動向を注視していく」という回答でした。

県教委の回答に、「国や他県の動向を注視して」という言葉が数多くあり、地方行政としての主体性のなさが目立ちました。県教委には、悪いことや遅れていることは速やかに改め、よいことは他県に先駆けて実行に移す積極的な姿勢を期待したいものです。

## 臨時教員の配置で「名古屋方式」を提案

臨時教員は、3月になると来年度の仕事の連絡を待ちます。県教委からの電話で、仕事を決めています。しかし、実際に学校に行ってみると「話が違う」ということをよく聞きます。労働基準法では、労働条件を文書で提示して労働契約を結ばなくてはなりません。この点からも現在のやり方には問題があります。

名古屋市では、教育委員会から次年度の勤務校の連絡があると、3月末までにその学校に行き、勤務条件の文書をもらい、校務分掌などの話しを聞き、臨時教員も履歴書を提出して決定します。学校もどんな人かを確認して決定することができるのでトラブルはありません。このような名古屋市のやり方を、ぜひ、検討するように求めました。

## 昨年度採用審査の面接で不適切な質問 県教委「防止に取り組む」

昨年度、臨時教員緊急アンケートに、採用審査で「理想の女性は」という質問を受けたという声が会に寄せられました。これは、不適切な質問であり、性的少数者に配慮を欠いた質問だということで、3月に県教委に要求書を提出して、改善を求めていました。今回確認すると、この質問は実際に行われ、問題だと認識しているということでした。そして、今年度は、面接官に差別につながる具体的な質問例を挙げて、このような質問をしないこと、もしあれば質問を取り消し、審査内容から削除するという措置をとったということでした。

私たちが求めた改善の取り組みが実現しました。